

スクールカウンセラーと教員との
有効な協力体制の在り方について
ーコーディネーター教員の働きを中心としてー

京都教育大学大学院 連合教職実践研究科
教職実践専攻 生徒指導力高度化コース
学籍番号 1 3 6 0 4 3 重見 高德

スクールカウンセラーと教員との有効な協力体制の在り方について ーコーディネーター教員の働きを中心としてー

重見 高德

生徒指導力高度化コース

要約：スクールカウンセラー制度導入後、「教育の専門家」である教員と、「心の専門家」であるスクールカウンセラーとの、異なる専門性により、両者の間に誤解や摩擦が生じた。学校や保護者、生徒児童が抱える問題について、一丸となって解決に当たるはずの者が、対立し不信感を持ってしまうのはなぜか。これまでスクールカウンセラー側からの、問題点の指摘は多くあったが、教員側からの考察は少なかった。これはスクールカウンセラーの専門性や雇用実態など、その立場について教員側が知る機会が少なかったからと考える。スクールカウンセラーの立場・業務を検討し、連携・協働がなぜ困難になりがちかを整理した。さらにそれを解消し、両者の連携をはかるため、多くの学校で新たに設置されはじめた、コーディネーター教員について、事例や先行研究、さらに自身の経験をもとに、その必要性和役割について整理し、活用する方法について考察・提案した。

キーワード：スクールカウンセラー、コーディネーター教員、教育相談、生徒相談、連携

1. はじめに

1.1 スクールカウンセラー制度の導入

近年、子どもたちをとりまく社会的・生活的環境の急速な変化により、学校でも子どもの心の問題が深刻となっていった。1990年代初め頃から不登校生徒数は増加の一途をたどり、いじめの深刻化が社会問題となっていた。これらの問題を解決するため、1995年に旧文部省は「スクールカウンセラー活用調査事業」を開始し、スクールカウンセラー（以下 SC）を154校に設置した。2001年度にはこの事業を「スクールカウンセラー活用事業補助」と改め、公立中学校を対象に「全校配置」が目指された。結果2013年現在、20,310校と配置数が増加している。

1.2 スクールカウンセラー制度導入の問題点

このSC制度が導入されてより、児童生徒の「心の健康」をはじめ、保護者の悩みや教員の抱える学級の課題などを、各校の教育活動を通し、解決していくための支援が行われている。このような活動を充実させるためには、学校として制度をより効果的にする環境作りをしていかなければならない。熊谷（2003）はSCの立場から、子どもたちの「メンタルヘルスに関する仕事」をSCが、「教える仕事」を教師が、「学校保健」については養護教諭と、それぞれの仕事に専念でき

る環境を整えるべきであるといっている。その上で、それぞれの専門性を発揮し、相互に連携しながら児童生徒の抱えるさまざまな課題への対処を模索していかなければならないと指摘する。

このように連携の大切さや重要性についてはすでに言われているが、すべての学校現場で円滑に取り組みが進んでいるわけではない。学校現場の中に教員免許を持たず、異なる専門性を持った人間が定期的に介入し、かつこれと協力して課題にあたるという経験が、学校組織にこれまでになかったことは、その一因であろう。例えば限られた勤務時間の中で、SC に対する連絡の不手際、不十分な意思疎通など、SC と教員との連携が適切に取れていないケースなどがしばしば起きているようだ。また SC が学校現場に入ってくることにに対して抵抗感を持つ教員も、少なからず見受けられる。こうした誤解や理解不足が、SC や教員それぞれの活動を阻害し合っていることもある。

1.3 本稿の目的

こうした SC と教員との連携に関しては、制度が導入された頃より提言はあった。「スクールカウンセラー活用調査研究委託実施要項」には SC の職務の範囲などが記されており、『生徒指導提要』においても連携に関する項目が設けられている。児童生徒の問題を解決するために、チームで支援していかなければならないことも指摘されている。また先行研究や各教育委員会、私立の学校ではそれぞれの連携に関する提案がなされていた。

しかし、これらの取り組みのほとんどが SC からの視点であり、教員目線からの連携・協働にかかわる記述が少ない。そのため、本稿ではこれまでの連携の取り組みを整理し、その上で SC と教員との、有効な協力体制の在り方について考えることとする。

2. スクールカウンセラーの業務と課題

2.1 スクールカウンセラーの業務

SC との連携を論じる前に、SC の仕事について整理する。「スクールカウンセラー活用調査研究委託実施要項」には、大きく4つの職務を定めている。(1)児童生徒へのカウンセリング、(2)カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する指導・援助、(3)児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供、(4)その他児童生徒のカウンセリング等に関し、各校で適当と認められるものに分けられている。この中では、さまざまな課題を持った児童生徒たちやその保護者、関係する教員などへの支援内容を定めている。この内容を黒沢ら（2013）は、地域精神保健やコミュニティ心理学の概念をもとに、「スクールカウンセリングの5本柱」にまとめている。この5本柱とは、①個別相談、②コンサルテーション、③心理教育プログラム、④危機介入、⑤システム構築としている。まず①個別相談とは、児童生徒や保護者に対する個別の相談活動、いわゆるカウンセリングや教育相談のことであるが、生活指導や進路指導、学習指導や心理療法や心理アセスメントなど幅広くとらえる必要がある。次に②コンサルテーションについては、児童生徒の問題

にかかわる課題について、関係する大人たち同士が援助について話し合うことである。この大人たちとは、教職員や SC だけではなく、保護者や外部機関の専門家などである。③心理教育プログラムとは、学級など集団的な関わりを通して、児童生徒のこころの発達および健康を支援していくプログラム化された活動のことである。このプログラムはですべての生徒を対象として、直接的なサービスを与えることができるものであり、さらには児童生徒以外にも、保護者や職員研修などの場を対象に使われることもある。④危機介入とは、危機的状況にいる児童生徒を速やかに発見・接触し、状況をアセスメントしたうえで、それに応じた支援チームを早急に形成し、児童生徒を保護し、必要に応じて外部機関とつないでいくものがある。⑤システム構築とは、①～④の活動を円滑におこなうための体制作りで、スクールカウンセリング・システムを運営・管理するものである。こうした大きな5本の柱によってスクールカウンセリングがおこなわれている。

また、文部科学省はこうした SC の活動に加え、次の4点の意義・成果が認められるとしている。その1点目は「外部性」である。SC は学校組織とは一定の距離を置いた立場であるため、相談者が課題について打ち明けやすい。また2点目は「専門性」である。学校現場にはいなかった心理学の専門家からの、専門的観点からの提案が可能となる。3点目に「簡易性」がある。学校の中に配置しているため、専門機関に行かなくても比較的容易に専門家に相談することが可能となる。さらに4点目は「促進性」である。SC が核となり、学校の一体的な教育相談体制が向上していくことで、生徒理解も促進される。臨床心理の専門性を生かすことによって、よりよい教育相談体制がつくられる。

2.2 スクールカウンセラーとの連携

これら SC の業務を成立させ支えるのに、教職員との連携は必須である。「スクールカウンセラー活用調査研究委託実施要項」にも、それぞれの業務において、校長の指揮監督の下で教職員との「連携・協力」について言及されている。同じように2010年『生徒指導提要』の「第5章 教育相談」には「スクールカウンセラー、専門機関等との連携」という項目を設け、「連携」を「何か問題があった場合に、対応のすべてを相手に委ねてしまうこと」ではなく、「学校で『できること』『できないこと』を見極め、学校ができない点を外部の専門機関などに援助してもらう」とことと定義付けている。また、専門性や役割が異なる専門家が協働する、相互作用の過程である「コラボレーション」の考え方を基におこなうことを原則としている。

さらに教師との連携について、樺澤（2014）は、『生徒指導提要』に記載される、生徒指導を通して育まれるべき資質や能力である自発性・自主性、自律性、主体性の育成や、自己指導能力の育成などは、SC の教育相談活動の中核をなすものであるとし、これらは児童生徒の問題解決にきわめて有効であると指摘している。また、生徒指導と教育相談の有機的関連から教職員との協働を述べる。教育相談は「個人の不適応問題等の改善を図ることを目的」とし、生徒指導は「集団の問題行動等の予防や改善を図ることを目的」としている。この両者を厳密に分けることはでき

ないが、問題へのアプローチの違いと考えられ、共通して「生徒の自己実現への援助」という目標を持っている。例えば生徒指導とは、具体的には登下校の指導や頭髮指導など、生活の全体指導が中心となる。しかし、その中で繰り返し指導対象となったり、反抗したりする児童生徒に対しては、教育相談として個別に指導にあたる。これらの活動は教育相談を主にフィールドとする SC からのアプローチと、生徒指導を主にフィールドとする教職員からのアプローチとがある。それぞれのアプローチを活用して、よりよい教育活動を目指していくべきである。

これら SC と教職員はそれぞれの専門性が異なる。SC は「心理の専門家」であり、教職員は「教育の専門家」である。それぞれの専門家がうまくコラボレーションすることにより、学校がよりよい方向へ向かうこととなる。

2.3 スクールカウンセラーとの連携の問題点

教員と SC との連携は重要であるが、それがうまくいかない場合がある。例えば、不登校の高校生がいるとする。連携が円滑に進まない時、その生徒に対し SC は「教員はこの生徒のことを十分に理解していない」、「生徒の人間関係を理解していない」とその指導に不満を持つ。また教員は SC に対して、「外部の人間が本当に生徒を理解しているのか」と不信感を持ったり、誤解をしたりしてしまう。ともに教員と SC の間に信頼関係や、問題解決のための協議が不足していることが原因であろうが、いずれの場合にも、協働すべき立場の者が互いに対立する状況が生まれてしまっている。また「専門家に任せただけだから」といって教員側が投げ出し、問題に関わることを拒否してしまう可能性もある。

筆者の経験でも、不登校の生徒に対する学年団の意向と、SC の指導の方向性の違いで、該当の生徒に対し迷惑をかけてしまい、自身も何が大切なのか、何を優先すべきなのか悩み、混乱してしまったことがある。

こうした対立や責任の押し付け合いに至る可能性については、『生徒指導提要』にも指摘されている。解決法として「スクールカウンセラー等の調整機能により、互いの役割が認識され、具体的な方向性が明らかになり相互支援の相乗効果が期待される」としている。また、教師の特性として家近（2013）は「疎結合システム」をあげている。この「疎結合」とは、「専門性や個業性に基づいてつくられた集団は、お互いに働きかけられればそれに応えるが、通常は個々の独立性と分離性を保つ傾向」のことである。この教員側の疎結合を理解したうえで、SC の調整機能をうまく働かせる必要があるのではないか。

では SC と教員の連携に問題が生まれるのはどのような場合だろうか。武井ら（2012）は、SC からの視点で、学校の相談活動の問題点や不満・不都合な点を述べている。具体的に抽出すると、「雇用上の不安定さ」、「勤務時間の制限」、「SC の仕事の不明確さ」、「窓口の教員担当者によって SC の仕事内容が異なること」、「相談室への生徒委託基準の不明確さ」などである。「雇用上の不安定さ」、「勤務時間の制限」については、SC のほとんどが非常勤雇用であり、その結果、勤務時

間も限られてしまうこと、そのため教員側もそれに合わせて、計画的に SC とかかわらなければならない現状がある。「SC の仕事の不明確さ」としては、学校内での職務内容が明確にされていない場合についてである。SC の仕事内容が、管理職側から明確に把握されていないといった問題点も指摘されている。「窓口の教員担当者によって SC の仕事が異なること」とは、学校により SC 窓口の担当教員が、必ずしもカウンセリングに関心・理解があるとは限らず、SC と担当教員とで指導観や方針が共通していない場合、相互の意思疎通が困難となることがある。筆者はこの点が最も大きな問題であると考えている。SC が最も頻繁に接触し、その組織との重要な接点となるべき窓口教員が、SC の仕事内容や役割について曖昧にしか理解していなければ、外部の人間である SC が、依頼者の要望に的確に答えることは困難になる。その SC を必要とする生徒・保護者に対し、不利益を与えてしまう結果にさえなりかねない。「相談室への生徒委託基準の不明確さ」とは、学校として、どのような児童生徒を SC に委託するかがはっきりしていないということで、学校側として委託基準をきっちりと決めておくことが必要となる。これらの問題点が、「SC と教員間との連携の難しさ」を生み出しており、SC の効果的な活動を阻害しているとしている。

また嶋崎（2008）は「守秘義務」をめぐる教員側の理解不足が、SC への不信感を促進させてしまっているのではないかと述べている。「教師は組織内での個人情報の保護の必要性は理解していても」、外部の人間と認識する SC に「すべての情報提供はお断り」との姿勢をとるケースが見られ、SC 側としては非常に不本意であるとしている。これは SC が活動を行う前に、学校が得ている情報やそれまでのカウンセリングで得た情報を、どういう方法で共有していくべきかを明確に決めていないことが原因であろう。また西井（2003）は、SC の活動はチームの相談活動であるため、「個人内守秘義務」よりも「チーム内守秘義務」となるべきだと指摘している。この「チーム内守秘義務」は、児童生徒が抱えている問題の解決のために、SC が教員に話すべきと判断した情報を共有することである。ただし、その情報を該当教員と共有することを、児童生徒から事前に了承を得ておくことが望ましい。西井（2003）は、この「チーム内守秘義務」において、どこまでの情報を共有するかについても述べている。教員としては児童生徒のことをすべて知りたい、知るべきと考えがちであるが、教員が必要とする情報と、カウンセラーが守るべき情報は質的に異なる場合が多い。そのためカウンセリングで得たすべての情報を、教員側に提供する必要は全くないとしている。ただこの線引きについて、事前に SC と教員側が相談・了解し合っていないと、守秘義務において対立が起きてしまうことがあると指摘する。

この守秘義務については非常に繊細な問題であり、その取扱いについて、学校側・教師側に共通の認識があるとはいえない場合がある。先述したように教員は「担当生徒の情報は何でも把握したい」と考えがちである。SC がその専門性をもって引き出した情報についても、余さず知っておくべきとする意識は筆者にも理解できる。それが開示されない場合、SC に対して不信感を抱いてしまうことも容易に想像される。しかしこれを解消するために、教員と SC は個人ではなくチー

ムとして、問題解決に取り組むものだとする共通認識が前提として必要なのである。その共通認識を、外部の存在である SC と構築していくための体制作りが重要なのである。

2.4 コーディネーター教員の必要性

こうした連携を円滑にすすめるためには、SC 個人の努力だけではなく、SC を受け入れる学校側の体制も大きくかかわっており、教員側からの働きが非常に重要となる。SC と組織をつなぐ「コーディネーター教員」が存在することで、SC の専門的な活動が円滑に進み、学校全体の教育相談体制を最大限に有効化させることが可能となろう。

この「コーディネーター教員」に着く教員は、生徒指導や教育相談にかかわる教員をはじめ、養護教諭、管理職など、組織の体制しだいで様々な場合があるが、その役割は共通して「つなぐ」ことである。コーディネーター教員は、SC が教員と児童生徒、保護者などを「つなぐ」ことをバックアップするために、SC と学校組織を「つなぐ」のである。SC との学校の連携の問題点にもあげられていた「勤務時間の制限」といった時間的制約がある中で、SC が最大限有効に活動していくために、コーディネーター教員が学校側の窓口となり、SC のマネジメントをおこなう。それは時間の管理だけではなく、学校全体のクラス状況の把握、児童生徒の微妙な変化、担任等の教員の悩みなどを読み取り、SC に伝え SC と学校側との関係を築くことである。そして、「SC の仕事の不明確さ」、「窓口の教員担当者によって SC の仕事内容が異なること」、「相談室への生徒委託基準の不明確さ」などの問題点を解決すべく活動することである。コーディネーターは、管理職や関係教員を中心にこの問題の解決のヴィジョン、学校側の目標や、SC の活動の範囲・目的を明確に決めた上で、SC の活動に対する要望をとりまとめ、調整をおこなう。異なる専門性を「つなぐ」ためには、両者の専門性・立場を熟知した存在が不可欠なのである。

また嶋崎（2008）も、SC を学校に迎える際のコーディネーター役の人選の必要性和有用性について、これまで課題に対する取り組み（縦系）はかつてより沢山でているが、今必要なのはその取組を横系で織り上げる（連携）することであると指摘している。SC の勤務時間が限られているため、SC に最近の学校の様子を伝えたり、新たにカウンセリングの必要性が生じたケースを説明したりする役割は大きく、SC の活動を良い方向へ導くこととなるという。こうしたコーディネーターの働きについて、筆者自身が教職専門実習Ⅱなどで学んだ、具体的な実践をまとめていく。

3. コーディネーターの具体的な活動

3.1 宇都宮市スクールカウンセリングマネージャーの活動

宇都宮市では、平成 13 年度から中学校へ、平成 19 年度から小学校への SC 導入を決めた。小中学校では対応することが困難な、いじめや不登校などの問題が増加していたこともあり、SC の活用が喫緊の課題となっていたのである。宇都宮市は独自の取り組みとして、その SC 導入時に、各

校にスクールカウンセリングマネージャー（以下 SCM）を設置し、校務分掌として位置付けた。この SCM は、SC の専門性を最大限に引き出し、校内の教育相談体制が有効に機能できるよう学校全体の連絡調整を図る役割を担うものである。SCM は学校全体の状況を把握し、人望と実践力のある教師が望ましいとし、また教育相談にかかわる基礎知識をもち、SC との意思疎通が図れることも必要とされる。主に大規模校では不登校加配教員が、その他では養護教諭や特別支援担当教員、学年主任や教務主任、生徒指導主事が兼務していることが多い。各校で SCM が中心となり、教育相談部会を SC の来校日に合わせ開催し、この部会では SC にとっても教職員にとっても情報の共有の貴重な場となっているという。SC が面談などで部会に参加できない場合、SCM が会議の内容を伝えている。

SCM の具体的な役割は、例えば校内の教職員からの、SC へのニーズの取りまとめ、SC の来校日のスケジュールの管理、前回の来校日から目についた出来事についての取りまとめ、それら整理した情報の事前連絡などがあげられる。また SC にとっての、校内での相談相手ともなっている。さらに、学校に対しては、職員会議などで SC の有効性を校内に広めながら、担任からの活用機会を引き出す。そして、問題を抱える生徒の相談については、緊急性を判断しながら、スケジュールを調整し、かかわる教職員にはたらきかける役も担う。他にも校内事例研究会や SC の保護者向け講演会などの企画、外部機関との連絡調整もおこなっている。

3.2 筆者の実習校でのコーディネーター活動

筆者の実習校であった中学校では、生徒暴力などの生徒指導事案は見受けられないものの、不登校など課題のある生徒が各学年で見られた。これら生徒に対して、生徒指導部教員と養護教諭を中心とした生徒相談体制がつけられていた。SC とのコーディネーター役は養護教諭が担当しており、学級担任をはじめとした教員集団との「つながり」を築いている。

この場合、コーディネーターの仕事は SC のスケジュール管理を中心に、学校での行事や出来事の伝達、保護者・生徒からの面談予約の受付も、養護教諭が窓口となっている。さらに面談記録などについて、SC が使用するカルテと、管理職・コーディネーターが閲覧できる教員向けのカルテ、2種類が用意されており、適宜共有・活用できるようになっていた。

3.3 相楽・石隈（2005）の中学校の事例

相楽・石隈（2005）は、A 中学校における教育相談システムの構築と、援助サービスにかかわる研究をおこなっている。その中で、養護教諭を中心としたコーディネーションにより、4 力年計画を立て、充実した心理教育的援助サービスの提供が可能になった経緯が紹介されている。これは「第Ⅰ期 SC の配置とシステム介入のアセスメント」、「第Ⅱ期 SC を活かしたシステム形成と実践活動」、「第Ⅲ期 教育相談活動の見直しとシステムの是正」、「第Ⅳ期 システムの拡充と教育相談活動の充実」に分けられている。それぞれを以下に紹介する。

まず「第Ⅰ期」では、生徒の問題行動が多発している中、教員の異動などがあり組織的な対応

が出来ずにいた状況、その中で、A中学校にはじめてSCが配置されたものの、相談室は閑散とし、全く活用がなされていなかった。そこで、SCに6時限目終了まで保健室に在室してもらい、養護教諭との情報交換をおこない、そこから面談の必要な生徒との「つながり」をつくっていったというものである。

さらに「第2期」には、生徒指導主事のよびかけにより、管理職や養護教諭でSC活用に関する業務の分担が形成された。SCの会計・渉外を教頭が、ケースの紹介や連絡調整を養護教諭が、全体の連絡や報告、広報活動を生徒指導主事と分業した。また、広報活動の一環として、「学校だより」、「ほけんだより」等を使って、生徒側にアピールし、養護教諭がコーディネーターとなって面談やコンサルテーションを設定したという。さらに関係職員への連絡や情報伝達をし、組織的な対応ができる体制づくりをおこなった。こうした活動の結果、相談回数が前年度に比べ大きく上昇し、不登校生徒などの様子が改善がみられたという。また気軽に利用できるSCをめざし、生徒用の図書や生徒が遊ぶための用具などを相談室にそろえ、相談室利用にルールを作成し、生徒が安心して利用することができる環境づくりをおこなった。さらに病院や相談機関で活用されているものを参考にした、心の問題が身体反応として現れていないかを知るためのアンケートを実施し、適宜フォローアップをおこなうなど積極的な生徒相談活動をしたという。

円滑に進んでいくかに見えたSCの制度であったが、「第3期」、行政の制度変更により、SCに変わり、心理学を学ぶ大学院生を心の教室相談員として配置することとなった。この変更により、相談員に対する教員側からの不信感が生まれてしまう。相談員もこの不信感を敏感に察知し、これを解決すべく、さらなる体制づくりが実施された。SCと相談員を同一視するのではなく、相談員の役割や相談室の在り方を見直した。この見直しに際し、全教員へのアンケートを実施し、相談室の在り方、教員と相談員との連携、相談室への意見要望などをとった。その中で、相談室はオープンであるべきであり、教職員との連携も必要であり、大いに活用したいという意見が見られる一方で、SCから変更した相談員の活動がわかりにくいといった指摘があった。これらの内容を養護教諭が職員会議で報告し、相談室・相談員の役割を明確化した。また、アンケート結果をもとに教育相談計画を作成し、相談員の役割や校内連携の流れ、相談室の機能等についてまとめた。さらに教職員の生徒相談に関する意識啓発や、共通理解を図るために養護教諭を中心とした校内研修が企画された。

新たな体制がつくられた後、「第4期」には、管理職の意向のもと、生徒指導部におかれた「生徒相談担当」を「生徒相談部」として独立させ、より一層の教育相談活動の充実が図られた。週1回部会を設けて情報交換の円滑化を目指し、年度ごとに教育相談計画を修正するなど、学校や生徒の現状に合わせた計画の検討をおこなった。他にも相談員の限られた活動の中で、教職員との意見交換を進めるために、面接者が面談の記録を「相談の記録」に残し、担任や学年主任が回覧して、その都度情報や連絡事項などを書き込むという手法を導入した。

このA中学校の実践について、本稿では特に養護教諭のコーディネーションと、その活動に注目したい。「第1期」では、学内にSCのシステムが確立しておらず、また初めて学校に配置されたSCも、どのようにかかわっていけばいいかわかっていなかった。しかし養護教諭の活動により、SCと学校、SCと生徒のつながりが形成されていく。「第2期」ではSCの専門性が発揮できるよう、養護教諭などが学校側の環境を整え、教職員との信頼関係を築いた。さらに「第3期」では、制度の変更により、相談室自体が存続の危機となったが、養護教諭が間に立ち、不満や抵抗を含めた教員への意見に耳を傾ける機会と議論する場を設け、問題解決に導いた。

これらは全て、養護教諭がコーディネーターとして、SCや相談員が専門性を発揮し、それを学校側が最大限活動できるよう、その連携のための下地づくりであった。これらの活動により、SC・相談員に対して学校全体が理解し活用できるようになった。学校の相談体制がコーディネーターにより発展し、充実していったことがわかる。

4. スクールカウンセラーと連携するために

4.1 スクールカウンセラーとの連携するために

ここまで、コーディネーターの具体的な活動例をみてきた。この他にもSCとの連携については、各教育委員会などでさまざまに報告され、現場にあった方法が模索され続けている。熊谷(2002)、樺沢(2013)はSCの視点から教員との連携の方法を具体的に研究している。また、嶋崎(2008)、群馬県教育委員会(2012)は、教員の視点から、どのようにSCを受け入れるべきかを論じている。こうした事例や先行研究を踏まえて、コーディネーターがどのような点を注意するべきか、以下にまとめる。

4.2 スクールカウンセラーを受け入れするまでにしておくべきこと

まず、SCを受け入れる前に、学校としてSCに伝えるべきことをまとめておかなければならない。生徒の現状や地域・保護者の考え、学校の教育目標や目指す生徒像について伝える場を設ける。管理職はコーディネーター等と話し合い、学校としての方針を確定し、SCと協働するために、ビジョンの共有を図らなければならない。そのためにも、1年間を見通した教育相談計画を立案しておくべきである。この計画は前年度の課題などを踏まえ、見直したうえで、短期的・長期的な目標を設定したものが望ましい。SCを生徒指導部や教育相談部会等の一員として位置づけ、SCの活動への要望を具体的に決めておくべきである。そして年度当初には、管理職・コーディネーターと打ち合わせを行う機会をもつ。さらに職員会議などを利用し、全教職員がSCの仕事内容について、共有認識をもつように、管理職側からの働きかけも必要であろう。

4.3 スクールカウンセラーが活動しやすい仕事環境を整える

SCにその専門性を発揮させるために、コーディネーターを中心としてその環境を整えることは大変重要である。前述した例の中で、多く実施されていたように、SCのスケジュール調整、勤務

日の活動内容、SC 来校の前後に起こったことを事前に連絡する。また学校行事などメールで連絡・対応できる範囲もあらかじめ双方で認識し、混乱や行き違いを防ぐべきであろう。さらに SC が仕事をするための、相談室の環境づくりにも配慮が必要である。相談者が話しやすいように机・椅子・装飾品等が配置されているか、室内の明るさ（照明・カーテンの設置等）が適切であるか、清潔に保たれているか、相談者にとって入りやすい、出入りが人目につかない部屋に設置しているかなどに気を付けなければならない。

4.4 スクールカウンセラーと教職員との関係づくりについて

SC と教職員との情報共有にはどのようなシステム・配慮が必要であるか。まず両者が連絡を取り合うために、簡便で密接な接点を作っていかなければならない。そのためには SC の詰め所となる相談室だけではなく、職員室にも SC 用の机や椅子が必要であろう。これは教員と SC との情報共有だけでなく、教員が SC に相談を持ちかける場としても有効であろう。他にも、SC 利用のため、教員側のスケジュールに空き時間を設けることを意図したり、SC が学年会に参加できるような時間を設定したりするべきである。また SC の動き（勤務時間）が教員全体に周知されるよう、職員室に SC の動きを掲示するなどの工夫も有効である。

また、対立を生まないよう、教員全体に SC の活動について理解を促す工夫も必要である。コーディネーターは SC と協力して、校内研修等を計画・実施する。生徒の事例検討会や学校の課題に応じた研修を企画することで、教職員が SC を自発的に活用しようとする機会をつくっていく。できるならば、SC が心理教育プログラムなどについての紹介・レクチャーを、対学級・対教員に実施する機会があればなおよいだろう。さらに学期ごとなどに SC の活動報告の場を設ける事も、教員の理解を促すのに有効であろう。

4.5 児童生徒・保護者への周知

児童生徒や保護者が SC の制度を利用しやすいように、学校側からの働きかけが重要である。コーディネーターは年度当初（入学式や始業式等）に、SC 自らが相談室の説明を生徒に対して行えるよう、管理職や教務部などと調整しておくべきである。その際できれば、保護者会などで SC を講師とした研修会の開催など、SC と保護者が交流する機会を設けたい。また、定期的に通信などを発行することで、その活動の周知をはかることも必要である。

5. おわりに

ここまで SC と教員との連携について、その問題点を解決すべく、さまざまな研究・実践例をあげ、そこから学べるコーディネーター教員のあり方とその役割について述べた。学校が抱える問題に、教員と SC が協力して解決を目指す。これはその職務上、当然求められるべきことであるはずなのに、有効な連携を行うことは、なかなか難しいのが現状である。しかし、SC と教員、両者をつなぐコーディネーターの設置で、徐々にではあっても、その制度は整備されつつあるのも事

実である。

しかし、こうした取り組みは必ずしも全国の学校で実施されているわけではない。教員の業務増加などにより、コーディネーター教員を担当しにくい現状がある。また、養護教諭等がコーディネーターの役割を担う場合もあるが、本来の業務に影響がでることもあり、調整が難しい。困難であるからといって、軽視できる分野ではなく、前述した事情を承知した上で、学校組織の中で工夫をしながら、役割を決めていく必要がある。それぞれの現場が、限られた人的資源を最大限活用する手段・手法の確立が急がれる。

コーディネーターの設置により、SCと教員・学校の連携が円滑になれば、それぞれの課題解決にとって、必ず有益なものとなるであろう。それぞれの立場にありながら、個々の事案に対し、柔軟かつ真剣な対応ができる環境づくりを、両者をつなぐコーディネーターは意識し、取り組むべきである。SCとの連携を図るため、教員が改めて学校の体制を見直すことは、生徒個人の事情や学級の課題の傾向、そして学校が抱える問題などを見つめ直す機会となる。さらに充実した学校現場を形成するため、新たな専門性を活用するコーディネーターの役割について、今後とも注視し考えていきたい。

<参考・引用文献>

相楽直子・石隈利紀（2005）「教育相談のシステム構築と援助サービスに関する研究—A 中学校の実践と通して—」、『教育心理学研究』 53 579-590

伊澤裕（2008）「スクールカウンセリングマネージャーの役割」、『児童心理臨時増刊 スクールカウンセラー 小・中学校での役割と実践』金子書房 876 121-125

樺澤徹二（2013）『教師と心理援助職の協働の質を高めるスクールカウンセラー活用の考え方・進め方』金子書房

熊谷恵子編（2002）『先生のためのスクールカウンセラー200%活用術』図書文化

黒沢幸子・元永拓郎・森俊夫（2013）『明解!スクールカウンセリング 読んですっきり理解編』金子書房

水野治久・田村節子・田村修一・飯田順子・石隈利紀（2013）『よくわかる学校心理学』ミネルヴァ書房

文部科学省（2011）『生徒指導提要』教育図書

西井克泰（2003）「学校臨床心理士（スクールカウンセラー）の倫理と責任—守秘義務をめぐる—」、『武庫川女子大紀要』 51 80-90

嶋崎政男（2008）「スクールカウンセラーを学校に迎える前にしておきたい10のこと」、『児童心理臨時増刊 スクールカウンセラー 小・中学校での役割と実践』金子書房 876 44-50

武井倫子・水野康樹・市川哲・西口利文（2013）「スクールカウンセラーは学校での相談活動において、どのような問題点、不満を抱えているか―スクールカウンセラーからみた問題点―」、『鈴鹿国際大学紀要』 19 81-94

<参考・引用サイト>

群馬県教育委員会パンフレット「スクールカウンセラーとの協働に向けて」

http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/?action=common_download_main&upload_id=1137

（2014年12月30日現在）

文部科学省 「スクールカウンセラー等配置箇所数、予算額の推移」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/11/14/1341643_1.pdf（2014年12月30日現在）